

原発の火山問題について（関西電力による大山の噴火による火山灰分布の調査について）
質問事項（相手方：原子力規制庁）

昨年6月14日の原子力規制委員会定例会合において、「火山活動可能性評価に係る安全研究を踏まえた規制対応について」が了承されたが、その中で原子力規制庁は、「若狭地域の原子力発電所の新規制基準適合性審査の際の火山影響評価において、大山生竹（DNP）の噴火規模（噴出量）を考慮した数値シミュレーションを行っている関西電力に対しては、その根拠となる大山生竹（DNP）の火山灰分布について情報収集を行う」よう要求した。関西電力は要求に応じ、京都市越畑地点の露頭の調査を行った。昨年12月13日に提出した中間報告において、京都市越畑地点の露頭において、最大26センチの火山灰層を確認した旨の記載がある。鉱物分析等を含めた最終報告については、資料が取り纏まり次第、報告する予定としている。中間報告にある調査スケジュールでは、最終報告は2018年1月下旬に提出予定となっているが、2月8日の時点で提出されていない。以下質問する。

1. 最終報告が予定より遅れている理由は何か。なお、交渉時まで提出された場合は、速やかに開示し、交渉時にはその内容と対応について説明されたい。
2. 中間報告の内容は、関西電力の大飯原発など若狭地域の原発における火山灰の設計層厚に大幅な過小評価があることを示唆するものと考えられるがいかがか。
3. 関電への調査指示は山元氏の指摘に基づくものだが、京都市越畑地区の露頭は、新たに発見されたものではなく、山元氏の指摘は既存の論文に基づくものである。この露頭については、大飯原発など若狭地域の原発の新規制基準の適合性審査における火山影響評価において、はじめから調査対象とすべきものではなかったのか。なぜ調査対象から外れたのか。
4. 設計層厚は、火山灰の荷重が施設や機器に与える影響や徐灰の手順、火山灰濃度を介して非常用ディーゼル発電機のフィルタの目詰まり評価などにも影響する。設計層厚が過小評価であった場合、原子炉設置変更許可、工事計画変更認可、保安規定変更認可が必要となり、再稼働前の使用前検査交付もできない。大飯原発では、設計層厚10センチで審査され設置変更許可が出ている。最大26センチの露頭が見つかったこと等から、許可を取り消し、審査をやり直すべきではないか。再稼働手続きを止めるべきではないか。
5. 関電の最終報告が提出された場合、山元氏を含めた審査を、公開の場で行うべきだと考えるがいかがか。

使用済燃料の中間貯蔵施設等に関する質問事項

(資源エネルギー庁)

1. 使用済燃料の「貯蔵の終了後」に、使用済燃料は具体的にどの施設に搬出されるのか。
2. むつの施設の許可申請書では、貯蔵終了後の「返還等の相手方」(使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の第二条五)としてどこが記載されているか。その相手方はキャスクをどの施設に運ぶことになっているか。
3. 資源エネルギー庁の現在のサイクル図では、軽水炉サイクルの再処理工場に搬出することになっているが、その再処理工場とは具体的にどの施設か。中間貯蔵施設からキャスクを運び出す頃にその施設が存在するという保証はあるのか。
4. 仮に50年程度経過した後に再処理工場に運びだせない場合、どこに運んで貯蔵するのか。
5. 六ヶ所再処理工場が操業を開始する前に、むつの中間貯蔵施設に使用済燃料を運び込むべきではないという理解でよいか。
6. 先日RFSが原子力規制委員会に届けた3年間の搬入計画について、計画では初年度は試験的搬入と位置付けていたが、3年間の計画であり、試験的搬入とはいえないのではないか。
7. 搬入元の新潟県当局の意向について確認しているのか。検証作業が終わらない状況で、核燃料の移動は認めないのではないか。
8. 協定書にない電力会社からの搬入計画について、見解を明らかにされたい。

(原子力規制庁)

9. 搬出する場合、貯蔵容器が輸送容器になるが、内部の目視確認はどうするのか。目視確認をしなくてもよいという法規はあるのか。
10. 設計貯蔵期間を超える場合の安全性はどのように保証されるのか。
11. 先日RFSが原子力規制委員会に届けた3年間の搬入計画について、搬入方法について明らかにされたい。関根浜港の工事は進んでいないのではないか。